改　5.442　4825-4835MHz及び4950-4990MHzの周波数帯においては、移動業務に対する分配は、移動業務（航空移動を除く。）に限る。第二地域（ブラジル、キューバ、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。）及びオーストラリアでは、4825-4835MHzの周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに限定して、航空移動業務にも分配される。この使用は、決議第416(WRC-07)に従い、固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。

改　5.443B　5030MHz以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHzの周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム（宇宙から地球）内の全ての宇宙局により5030-5150MHzの周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHzの周波数帯域幅において-124.5dB(W/m²)を超えてはならない。4990-5000MHzの周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHzの周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第741(WRC-15、改)で定められた4990-5000MHzの周波数帯における制限値に従わなければならない。

改　5.444　5030-5150MHzの周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式（マイクロ波着陸方式）の運用に使用する。この方式は、5091-5150MHzの周波数帯のその他の使用に優先する。

5091-5150MHzの周波数帯の使用には、第5.444A号の規定及び決議第114(WRC-15、改)を適用する。

改　5.444A　5091-5150MHzの周波数帯の固定衛星業務（地球から宇宙）への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限ることとし、第9.11A号の規定に従って調整することを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる5091-5150MHzの周波数帯の使用は、決議第114(WRC-15、改)に従うことを条件とする。さらに、航空無線航行業務が有害な混信から保護されることが確保されるように、航空無線航行業務の地上局を運用している主管庁の領域から450km未満の距離にある移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンク地球局と調整を行うことが求められる。

改　5.444B　航空移動業務による5091-5150MHzの周波数帯の使用は、以下のものに限る。

－　航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港における地上での使用。この使用は、決議第748(WRC-15、改)に従うものとする。

－　決議第418(WRC-15、改)に従った、航空機局（第1.83号参照）からの航空遠隔測定伝送。

改　5.446　付加分配：第5.369号に掲げる国では、5150-5216MHzの周波数帯は、第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で無線測位衛星業務（宇宙から地球）にも分配する。第二地域（メキシコを除く。）では、この周波数帯は一次的基礎で無線測位衛星業務（宇宙から地球）にも分配する。第5.369号に掲げる国及びバングラデシュを除く第一地域及び第三地域では、この周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務（宇宙から地球）にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610-1626.5MHz及び2483.5-2500MHzの周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。地表面での総電力束密度は、全ての到来角について任意の4kHzの周波数帯域幅において-159dB(W/m²)を超えてはならない。

改　5.447E　付加分配：オーストラリア、大韓民国、インド、インドネシア、イラン、日本、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、タイ及びベトナムでは、5250-5350MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R勧告F.1613-0に従うものとする。さらに、固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）からの保護を要求してはならない。ただし、第5.43A号の規定は、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護する固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後、将来の無線測位システムの導入にあたって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

改　5.447F　5250-5350MHzの周波数帯においては、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R勧告M.1638-0及びITU-R勧告RS.1632-0に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

改　5.450A　5470-5725MHzの周波数帯においては、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R勧告M.1638-0に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

改　5570-7250MHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
5725-5830 固定衛星（地球から宇宙） 無線標定 アマチュア 5.150 5.451 5.453 5.455	5725-5830 無線標定 アマチュア 5.150 5.453 5.455	
5830-5850 固定衛星（地球から宇宙） 無線標定 アマチュア アマチュア衛星（宇宙から地球） 5.150 5.451 5.453 5.455	5830-5850 無線標定 アマチュア アマチュア衛星（宇宙から地球） 5.150 5.453 5.455	
…		
6700-7075	固定 固定衛星（地球から宇宙）（宇宙から地球）5.441 移動 5.458 5.458A 5.458B	
…		
7145-7190	固定 移動 宇宙研究（深宇宙）（地球から宇宙） 5.458 5.459	
7190-7235	地球探査衛星（地球から宇宙）5.460A 5.460B 固定 移動 宇宙研究（地球から宇宙）5.460 5.458 5.459	
7235-7250	地球探査衛星（地球から宇宙）5.460A 固定 移動 5.458	

削　5.456